

## 塩竈市復興整備協議会構成員

- ・塩竈市長(会長)
- ・宮城県知事
- ・東日本大震災復興特別区域法第 47 条第 4 項の規定により協議会の構成員として加えるものとされた者
- ・国の関係行政機関の長で会長が指名する者
- ・計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
- ・その他塩竈市長又は宮城県知事が必要と認める者